



月刊千葉労働

国鉄千葉労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号（労働組合館）

電話（鉄電）千葉 2935・2939番

（公）043（222）7207番

97.8.21 No. 4646

新ガイドラインは、
「戦争マニア
アルだ！」
その②

安保をはみ出し飛び越える軍事協約

「戦争する」ことを決断した日本

【日米防衛協力の指針】（ガイドライン）の見直しとは、日本が実際に戦争を行なうための具体的な戦争計画である。日本はついに戦争を行なうことを決意し、その具体的準備に着手したのだ。新ガイドラインの中身はそのことをはつきりと示している。しかも、それを一片の「行政協定」で行おうとしている。本来、新安保条約として問題にすべきものが、国会批准を要しない「とりきめ」で押し進められようとしているのだ。こんなペテンを絶対に許してはならない。

戦争のできる国へ

ガイドラインは七五年アメリカのベトナム戦争敗北の衝撃の中から生まれた。日本は、アジアにおけるアメリカの敗北に驚愕し、有事の際の共同作戦についての協議・研究を行なうことをお請した。それまでアメリカの軍事力によりかかつっていた軍事同盟の展開としての「魂」がふきこまれたのだ。

九一年の湾岸戦争、そして九三〇四年の軍事力発動寸前までいた朝鮮危機など、軍事力で自前の利害を押し通そうとするアメリカの政策に日本は戦慄した。小沢の「普通の国」発言などが飛び出したのもこの頃である。日米対立が激化するなかで、アジア・太平洋での権益を



【周辺有事】とは

新たな指針の目的は「周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合、または両者が同時に生起する場合」に日本共同作戦態勢を構築することだとしている。

【有事対処行動の範囲】

	日本有事	極東有事	日周辺有事
安保条約	○	× 米軍の基地提供のみ	×
78年ガイドライン	○	○ 日米共同作戦を行う	×
新ガイドライン	○	○	○

安保で制限されている範囲が野放図に拡大されている！

戦争を軸にすべてが語られる

安保条約そのものには五条（

り、「極東における平和と安定の維持」（第六条）でも、米軍の駐留目的に限られている。その範囲を「周辺諸地域」までに拡大しているのだ。

「日本周辺地域」というのはどこを指しているのであろうか。政府見解によれば「日本に重大な影響を及ぼしうる中東やマラッカ海峡、南沙諸島なども含まれる」というものであり、どんな影響を及ぼすかは、もちろん安保のエスカレートなのだ。しかも、その「周辺地域」事態での共同作戦および「後方支援」を行なうとしている。民間の労働者を含めて動員されるといわれる「後方支援」も、これは国内とは限らないということなのだ。

これはガイドラインを理由にして自衛隊＝軍部が軍事予算を拡大することを牽制する意味があった。

しかし新ガイドラインでは、この前提条件を取り扱うことが合意されている。いつたんこの新ガイドラインが閣議で了承されば、ただちに立法、予算、行政上の措置が義務づけられるものとなる。また、それは単に「防衛上の問題」だけではなく、戦争を軸に立法、予算、行政のすべてが考えられるものとなつていく。憲法をはじめ、これまでの戦後の切一切の「制限」が前提」が取り払われていくことにもなるのだ。

新ガイドラインを絶対に阻止しよう！ 九・二三集会に全力でたちあがろう！